



年管管発0930第15号  
平成23年9月30日

日本年金機構  
事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長



東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の緊急時避難準備区域の解除後の取扱いについて

東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の免除、若年者納付猶予及び学生納付特例（以下「免除等」という。）の申請の取扱いについては、「東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の取扱いの変更について」（平成23年6月24日年管管発0624第6号当職通知）等により通知したところである。

本日付で、内閣府原子力災害対策本部により、緊急時避難準備区域が解除されたが、同区域を管内に有する市町村に平成23年3月11日時点で住所を有していた国民年金第1号被保険者からの、平成24年3月までの間になされた免除等の申請については、引き続き国民年金法施行規則第77条の7第3号に規定された事由に該当するものとして取り扱うので、御了知のうえ、遺漏のないよう取り扱われたい。

年管管発0624第6号  
平成23年6月24日

日本年金機構  
事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の取扱いの変更について

東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）に係る国民年金保険料の免除、若年者納付猶予及び学生納付特例（以下「免除等」という。）の申請の取扱いについては、「東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の取扱いについて」（平成23年4月20日年管管発0420第2号当職通知）及び「東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の対象市町村の追加について」（平成23年4月25日年管管発0425第2号当職通知）により通知したところであるが、特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法の規定により設置された原子力災害対策本部が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した地点）が設定されたこと及び現時点における避難に係る区域の設定状況に基づき、下記のとおり取扱いを変更することとしたので、御了知のうえ、遺漏のないよう取り扱われたい。

## 記

### 1. 特定避難勧奨地点の設定による免除等の対象者の追加

#### (1) 取扱いの概要

特定避難勧奨地点に居住する住民であって、避難を行った国民年金第1号被保険者からの免除等の申請については、特定避難勧奨地点として特定した旨の通知がされた日の属する月の前月分から、国民年金法施行規則第77条の7第3号に規定された事由に該当するものとして取り扱うこと。

#### (2) (1) による免除等の審査方法

審査は、特定避難勧奨地点から避難した住民に対し市町村が発行する「被災証明書」により行うものとし、所得・被災状況の審査は不要であること。

## 2. 平成23年7月分以降の原発事故による免除等の対象市町村

「警戒区域」(避難のための立退き及び立入制限が設定された福島第一原発から半径20km圏内の区域)、「計画的避難区域」(居住者等は、原則としておおむね1月程度の間順次当該区域外へ避難のための立退きを行うこととされた地域)及び「緊急時避難準備区域」(居住者等は、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこととされた区域)を管内に有する以下の福島県内の市町村が対象となること。

田村市 南相馬市 伊達郡川俣町 双葉郡広野町 双葉郡楢葉町  
双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町  
双葉郡葛尾村 相馬郡飯舘村 (以上12市町村)

年管管発0420第2号  
平成23年4月20日

日本年金機構本部  
事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の取扱いについて

東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の免除、若年者納付猶予及び学生納付特例（以下「免除等」という。）の申請については、下記のとおり取り扱うこととするので、御了知のうえ、遺漏のないよう取り扱われたい。

## 記

### 1. 取扱いの概要

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定により、震災発生日以降、内閣総理大臣により住民の避難のための立退き又は屋内への退避の指示を受けた区域を管内に有する下記2の市町村に、東日本大震災の発生日である平成23年3月11日時点で住所を有していた国民年金第1号被保険者からの免除等の申請については、国民年金法施行規則第77条の7第3号に規定された事由に該当するものとして取り扱うこと。

### 2. 本通知による免除等の対象市町村

以下の福島県内の市町村が対象となること。

いわき市 田村市 南相馬市 双葉郡広野町 双葉郡楡葉町 双葉郡富岡町  
双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村  
相馬郡飯舘村（以上12市町村）

なお、対象地域については、今後見直しを行う場合があること。

### 3. 免除等の受付

免除等の受付は、住所地の市町村又は年金事務所で行うものであること。

#### 4. 本通知による免除等の審査方法

次により審査するものとし、所得・被災状況の審査は不要であること。

##### (1) 住所地が2.の対象市町村である者の場合

① 2.の対象市町村において受け付けた申請の審査は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」等の「天災を事由とした場合の意見」欄に、「平成23年3月11日現在、当市（町村）に住所を有していた」旨の記載があることを確認することにより行う。

② 年金事務所において受け付けた申請の審査は、日本年金機構が、申請者の住所を確認することにより行う。

##### (2) 住所地が2.の対象市町村以外である者の場合

日本年金機構が、申請者の住所を確認することにより行う。

年管管発0425第2号

平成23年4月25日

日本年金機構

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に係る  
国民年金保険料の申請免除等の対象市町村の追加について

東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の免除、若年者納付猶予及び学生納付特例の申請の取扱いについては、「東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の申請免除等の取扱いについて」（平成23年4月20日年管管発0420第2号当職通知）により通知したところであるが、平成23年4月22日に、新たに計画的避難区域（居住者等は、原則としておおむね1月程度の間順次当該区域外へ避難のための立退きを行うこととされた地域）及び緊急時避難準備区域（居住者等は、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこととされた区域）が設定されたことに伴い、下記のとおり対象市町村を追加したので、御了知のうえ、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

追加する市町村：伊達郡川俣町

（参考）対象市町村（本通知による追加分を含む）

（ いわき市 田村市 南相馬市 伊達郡川俣町 双葉郡広野町 双葉郡楢葉町  
双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町  
双葉郡葛尾村 相馬郡飯舘村 （以上13市町村） ）